

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
平成30年度臨時評議員会議事録

1 招集年月日

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条に基づき招集の手続を省略

2 開催日時

平成31年3月28日（木曜日） 午後3時55分から午後4時54分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

4 出席者

(1) 評議員総数 9名

出席評議員 6名

評議員 平井 寛 評議員 山下 望

評議員 中島 隆 評議員 内藤 治男

評議員 福島 民雄 評議員 谷田 治

(2) 出席理事及び監事

理事長 塩見 清仁 業務執行理事 小川 秀司

監事 齊藤 一紀

5 議長

評議員 中島 隆

6 議事録作成者

評議員 中島 隆

7 議題

(1) 決議事項

第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等
及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

第2号議案 理事の選任について

(2) 報告事項

ア 社会福祉法人東京都社会福祉事業団定款細則の一部改正について

イ 社会福祉法人東京都社会福祉事業団内部管理体制の基本方針の策定につ
いて

ウ 平成31年度事業計画について

エ 平成31年度予算について

オ 東京都七生福祉園における虐待事案について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。(理事長、業務執行理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。)

8 議事の経過の要領及びその結果

議題に沿って、以下のような意見交換が行われた。

(1) 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正(案)について

議長の求めに応じ、小川業務執行理事から、議案書に従い説明があった。

- 東京都における監理団体改革の一環として、団体常勤役員に占める東京都関係者割合の見直しを行うこととなり、事業団においては、これまで理事長、業務執行理事及び施設長である理事を常勤役員として整理していたが、東京都の方針に従い、理事長のみを常勤役員として位置付ける。

その後、各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、理事長のみが常勤役員となると、業務執行理事や施設長の理事の費用弁償はどうかとの質問があり、小川業務執行理事から、もともと職員としての給与等が支払われている理事には、それ以外の報酬はなかったこと、また今回の改正は、監理団体の役員に占める東京都の関係者の割合を減らすという東京都の方針の中で、当事業団の事務局長や施設長については、理事としての勤務は非常勤であると整理したものであるとの説明があった。

質疑応答の後、第1号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、評議員会の承認を得た。

(2) 第2号議案 理事の選任について

議長の求めに応じ、小川業務執行理事から、議案書に従い説明があった。

- 現理事長の塩見理事、現業務執行理事の小川理事が平成31年3月31日をもって辞任予定であることから、補欠の理事2名の候補者を理事会で決議した。

各候補者についてであるが、池田俊明氏は、経歴にあるとおり幅広い行政経験と都の事業に精通した人脈を有しており、都の監理団体である当事業団の業務を専任で執行できる理事として、塩見理事の補欠の理事候補者として推薦する。

渋谷恵美氏は、福祉保健局の総務部、健康安全部、指導監査部、医療政策部において豊富な経験を積んでおり、12の社会福祉施設を運営する当事業団の業務を執行することができる理事として、小川理事の補欠の理事候補者として推薦する。

その後、議長が質問・意見を募ったが質問はなかったため、候補者ごとに決議を行った結果、全員の賛成により、以下の者が選任された。

理事 池田俊明

理事 渋谷恵美

(3) 報告事項

報告事項について、小川業務執行理事及び事務局が、あらかじめ配付している「平成30年度 臨時評議員会 報告事項」、「平成31年度事業計画書」、「平成31年度予算書」及び「平成31年度予算増減説明」により、説明を行った。

その後、報告事項や評議員会全体を通して、以下の質問、意見等があった。

- 出席者から、「虐待防止研修の頻度について、東京都の現地指導では毎年悉皆で行うよう指導されたが、事業団では、今回の虐待事案を受け、全職員悉皆で研修を実施したのか。」という質問があり、事務局から、「事業団では3年に1回の悉皆としており、今回の事案があったことから、その職員には本部で実施した研修に参加するよう指導したという経緯であった。毎年実施するという点については、今後の検討課題にしたい。」との回答があった。
- 出席者から、年次有給休暇の5日間の消化について、事業団ではどのように対応したのか質問があり、事務局から、貴法人同様に就業規則の改正を行い、使用者の時季指定について規定を整備した旨の回答があった。
- 出席者から、グループホームのユニット化について、定員が施設よりも多いぐらいだが、東京都の考え方と合致しているのかとの質問があり、小川業務執行理事から、一つで30人の施設を持つということではなく、従来のグループホームはそれ以前と変わらずあり、その一つを親として、その下にユニットとしてぶら下げる形で、整理統合したもので、今のグループホームの標準的な対応方法であるとの回答があった。さらに、出席者から、サービス管理責任者の配置について、単位が小さいと何人も配置しなければならないが、まとめてよいということであればユニットを集めて単位が大きくなり、配置が薄くなる傾向になるのではないかとの質問があり、小川業務執行理事から、一つ一つに手厚く配置できればそれに越したことはないが、昨今の人員事情もありこの形で整理し東京都の承認も得た上で進めてきたとの回答があった。また、出席者からは、自身が所属する法人では、100以上のグループホームを4つの事業所にまとめることで、個々に人員をつけるよりも、サポーターを集中的に配置して、世話人を支援するなど、底支える人を有効に配置でき、逆に体制を厚くできるということもあるとの意見があった。
- 出席者から、七生福祉園における虐待事案について、保護者会としても検

討を行ったが、保護者会で気づいた点は遠慮なく園に伝えることで、事故のないような対策を園とともに行っていくという意見が多数出たとの報告があった。

- 出席者から、七生福祉園における虐待事案について、実施機関による虐待認定があったのかとの質問があり、事務局から準強制わいせつということで、検察庁に書類送検をされたことを受けて、実施機関が虐待認定をしたとの回答があった。
- 出席者から、七生福祉園における虐待事案について、「八王子福祉園の保護者会には、報道が出てから説明があったが、女性利用者の保護者からは、順番が違うのではないかとの意見もあった。今後またこのようなことが起こった場合、もっと早く情報をもらえるのか。」との質問があり、小川業務執行理事から、「今回虐待にあった利用者の御家族の意向等もあり、他施設の皆様に御報告が遅れたことはお詫び申し上げます。今後は、基本的に御報告させていただくようにするが、利用者の方の平穏な生活に問題が生じないよう配慮する必要があることも考えられ、ケースバイケースで判断する。」との回答があった。
- 出席者から、部門長・グループリーダー制の体制やそのメリットについて質問があり、事務局から、部門長は職員80人に1人、グループリーダーは30人に1人という管理スパンで管理監督職としての体制がとられており、東京都が都立施設の民間移譲を進める中で、民間と同様な収入の中で施設運営をしていく際には、係長や課長の数がある程度圧縮して、効率的に進めていくという考えをもとに導入された制度であるとの回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後4時54分に閉会した。